

全ての子どもは、その一人ひとりがかけがえのない存在であり、未来を担う大切な宝です。

いじめは、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

そして、いじめは、いつでもいかなる子どもにも起こりうるものであるため、将来にわたっていじめの防止、早期発見、対処及び解決の取組を確実に推進し、当事者への情報提供に努める必要があります。

八尾市は、子どもの命を最優先に、子どもの権利を尊重し、市民とともに、いじめから全ての子どもを守り、全ての子どもが安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、子どもの最善の利益のため、いじめの防止等（子どものいじめの防止、早期発見、対処及び解決をいう。以下同じ。）の基本理念を定め、市及び市長の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等の施策の基本となる事項を定めることにより、全ての子どもが安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会を実現することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対し、当該子どもが在籍する学校等に在籍している等当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 子ども 18歳に満たない者その他これらの者と等しくいじめの防止等の対象とすることが適当と認められる者をいう。
- (3) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設をいう。
- (4) 市立学校 学校等のうち、八尾市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年八尾市条例第40号）に規定する小学校及び中学校並びに八尾市立義務教育学校設置条例（平成30年八尾市条例第36号）に規定する義務教育学校をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- (6) 市民 八尾市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び八尾市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (7) 関係機関等 いじめの防止等の対応に関係する機関及び団体をいう。

（基本理念）

第3条 市は、いじめが子どもの教育を受ける権利及び心身の健やかな成長を保障される権利を侵害するものであり、決して許される行為ではないとの認識のもと、子どもの利益を最優先に、いじめの防止等の施策を実施しなければならない。

（市及び市長の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な体制を整備し、必要な施策を総合的に実施しなければならない。

2 市長は、教育委員会、市立学校、保護者、市民及び関係機関等と連携を図り、いじめの防止等に取り組まなければならない。

（市いじめ防止基本方針）

第5条 市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（次項において「市基本方針」という。）を策定し、定期的に具体的な取組の状況の検証を行い、必要に応じて、その見直しを行わなければならない。

2 市は、市基本方針の策定又は見直しを行ったときは、これを公表しなければならない。

（啓発及び広報）

第6条 市は、地域社会全体でいじめの防止等への取組を推進するため、子ども及び保護者並びに市民に対し、いじめの防止等の啓発及び広報を行うものとする。

（相談体制の整備）

第7条 市長は、学校教育、心理学及び法律等の専門的知識を有する職員を活用して、いじめの防止等の相談体制を整備するとともに、子ども及び保護者並びに市民が安心して相談できる相談窓口を設置し、周知するものとする。

2 市長は、いじめに関する相談を受けたときは、いじめの事実の有無を確認し、教育委員会、市立学校及び関係機関等と協議等を行い、子どもの立場に立って迅速かつ適切な対応をするものとする。

（助言及び相談内容の通知）

第8条 市長は、前条の相談に応じ、相談を行った者に助言等を行うとともに、必要に応じて、学校等及び関係機関等にその相談の内容を通知する。ただし、当該相談を行った者が当該通知を望まないことを明らかにした場合は、子どもの生命、身体又は財産等の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときを除き、通知を行わないものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止等に関する業務の遂行以外に用いてはならない。

（市立学校以外の学校等への協力要請）

第10条 市長は、市立学校以外の学校等の設置者又は管理者に対して、市のいじめの防止等の施策について協力を求めることができる。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和3年3月31日までの間における第2条第4号、第4条第2項、第7条第2項及び第10条（見出しを含む。）の規定の適用については、これらの規定中「市立学校」とあるのは「市立学校園」と、第2条第4号中「学校等のうち」とあるのは「学校等のうち、八尾市立幼稚園設置条例（昭和40年八尾市条例第10号）に規定する幼稚園」とする。